

教育長	次長	係長	係	文書係
麻	心	書		

大川中学校
受付
10.6.26
付
229

第 10.4.2 号
和村 隆
教育 委 員 会

9 教 職 第 6 3 4 号
平成 1 0 年 3 月 3 1 日

各市町村（学校組合）教育長
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

病気休暇、介護休暇及び妊娠障害休暇等について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部が改正され（県公報号外第 1 3 号に登載）、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行されることになりました。改正の内容等については下記のとおりですので、適正な運用をしてください。

なお、規則の運用について、別添のとおり高知県人事委員会から通知がありましたので、併せて通知します。

また、妊娠中及び出産後の女性職員については、労働基準法第 6 5 条、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律第 2 6 条、第 2 7 条等の規定による措置の取扱いについて、十分配慮されるようお願いします。

記

1 改正内容等

(1) 病気休暇

ア 公務によらない疾病のうち、規則別表第 1 に定める難病については、病気休暇の期間が、現行の「引き続き 1 8 0 日以内」から「引き続き 1 年以内」に改められたこと。

イ 経過措置

この改正規則の施行日において、難病により同日前から引き続いて病気休暇を既に承認されている職員の同日以後における病気休暇についても適用されること。

(2) 妊娠障害休暇

ア 従来、妊娠の期間中「7 日」承認できることとされていたが、「1 0 日」に改められたこと。

イ この改正規則の施行日において妊娠中であって当該休暇を承認している者についても、1 0 日から取得済みの日数を差し引いた日数について承認できるものであること。

(3) 妊婦の通勤緩和

混雑の程度が「母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認めるとき」に承認できることとされていたが、「母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき」に改められたこと。

(4) 分べん休暇

ア 多胎妊娠の場合の産前休暇が、現行の「10週間」から「14週間」に改められたこと。

イ 経過措置

この改正規則の施行日において、多胎妊娠で出産予定日の10週間前から14週間前の間の者の産前休暇の期間は、施行日から出産の日までとすること。

(5) 介護休暇

ア 要介護者の範囲が、条例で定める者と合わせて、次のとおりに改められたこと。

「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者」

（別紙「介護休暇における要介護者の範囲」参照のこと）

イ 通知の廃止等

「年次有給休暇、介護休暇等について」（平成6年12月21日付け6教義第993号及び平成6年12月21日付け6教高第1131号高知県教育長通知）記の3（2）の①から③までを削除し、上記アの「」の部分を加える。

(6) 用語の整理

ア 「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に置き換えるものであること。

イ 関係通知の効果

従来 of 休暇に関する通知においても、「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に適宜置き換えて施行すること。

2 母性保護等に関する留意点

(1) 妊娠中又は出産後の女性職員から、母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、必要な措置を講じること。

(2) 妊娠していることの確認は、医師の妊娠証明書又は母子保健法に定める母子健康手帳の提示により行うこととしているが、その際には職員のプライバシーの保護に十分留意すること。